

令和7年度 ふれあい・いきいきサロン事業運営等補助金について

ひとり暮らし高齢者や、家に閉じこもりがちな高齢者等が気軽に集えるふれあい・いきいきサロン（以下、サロン）を開設し、継続的に事業運営を行う団体に下記のとおり補助金を交付します。

1 対象団体

令和7年度に4回以上、高齢者等を対象にしたサロンを実施する市内の自治会、まちづくり協議会、ボランティア団体等

2 対象事業

茶話会、レクリエーション、健康チェックや健康教室、昼食の提供（会食会）、趣味教養講座、世代間交流、講演会等

なお、いきいき倶楽部やいきいき塾（デカボー体操）のみの実施は対象となりませんが、体操の前後に上記の事業も合わせて実施する場合は対象となります。

3 補助金の種類と金額及び対象経費

①運営補助金

サロンの運営に要する経費を補助（上限4万円）します。スタッフも含めた参加人数（1回あたりの参加者平均人数）によって補助額を決定します。

平均参加人数	補助額
10名以下	10,000円
11～20名	20,000円
21～30名	30,000円
31名以上	40,000円

（対象経費の例）

講師等の謝金、消耗品代、チラシ等のコピー代、保険代（ボランティア保険等）、材料代（食事や作品作りにかかるもの）、弁当代、茶菓子代、器材のレンタル代等

②備品等購入補助金

サロンの運営に必要な備品類（1年以上継続して使用することができるもの）の購入に要する経費を補助します。上限50,000円。運営補助金と併用できます。ただし、令和6年度までにふれあい・いきいきサロン事業補助自治会の指定を受けていない自治会や団体、または補助金を交付されてから10年を超えている自治会が対象となります。（詳しくは別紙3を参照ください）

4 補助金交付の手続き

①申請書類の提出

提出書類 ・ふれあいいきいきサロン事業運営等補助金申請書（様式第1号）
・ふれあいいきいきサロン事業運営等補助金請求書（様式第3号）
・補助金振込先の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、名義）

が分かる表紙裏面の見開き)

提出期限 令和7年2月28日(金)

提出方法 丹波篠山市社会福祉協議会の窓口へ持参、または郵送

ただし郵送の場合、提出書類に不備があると返送等に時間を要し、提出期限を過ぎてしまうことがありますので、ご注意ください。

★申請書類は、社協ホームページからダウンロードできます。

②交付決定

提出書類を確認のうえ補助団体を決定し、ふれあい・いきいきサロン事業運営等補助金交付決定通知(様式第2号)により通知します。なお、通知時期は令和7年4月となりますので、ご注意ください。

③補助金の交付

指定の口座に、令和7年4月に振り込み予定です。詳しい日にちについては、決定通知書送付時にお知らせします。

④報告書の提出

年度終了時期に報告書類提出のご案内を送付しますので、社協窓口へ提出をお願いします。

提出書類 ・ふれあい・いきいきサロン事業運営等補助金報告書(様式第4号)
・サロン開催のご案内チラシ(代表的なもの)
・活動写真(4回分以上、おおよその参加人数が分かるもの)
・補助金額に相当する支出の領収書の写し

※参加者名簿の提出は必要ありませんが、毎回作成いただき、団体で保管してください。必要に応じて提出いただく場合があります。

5 注意事項

- ・事業を実施するにあたり、事業の全部または一部を第三者に委託することはできません。
- ・事業を実施する際には、地域の回覧板やチラシなどにより、住民の方へ広く周知をしてください。また、この補助金の一部に、赤い羽根共同募金の配分金が充当されていますので、その旨も合わせて周知をしてください。
(例)「〇〇サロンには赤い羽根共同募金配分金が充当されています」と、配布チラシに明記してください。
- ・補助対象外経費となるものもあるので、詳しくは「ふれあい・いきいきサロン事業運営等補助金交付要綱(別紙2)」をご覧ください。
- ・事業終了後、申請された参加者数と実際の参加者数に差異が生じ、補助額が減額になる場合には返金していただきますので、ご了承ください。
- ・他の補助金(歳末ふれあい交流事業助成金・老人クラブ活動補助金等)を利用して実施する事業は、年度内最低実施回数4回のうちに含めないでください。

(別紙1)

※令和6年度要綱から変更はありません。個別で説明が聞きたい方は、担当までご連絡ください。

6 申し込み、問い合わせ先

丹波篠山市社会福祉協議会 地域福祉課 担当：北本 尋子

〒669-2205 丹波篠山市網掛301番地 丹波篠山市立丹南健康福祉センター内

TEL 590-1112/FAX 590-1123